

# ■ 地方創生について

## 1. 財政状況について

【令和6年度決算】（一般会計、特別会計）

○歳入・・・30億9千232万4千円（前年度比 △2千691万7千円、△0.86%）

（一般会計・国保事業特別会計・国保診療所事業特別会計・後期高齢者医療特別会計を含みます。）

○歳出・・・29億9千777万2千円（前年度比 △3千296万3千円、△1.09%）

（単位：千円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(A)	令和6年度(B)	増減(B-A)
地方交付税	1,443,152	1,610,728	1,597,982	1,592,718	1,638,078	45,360
普通交付税	1,346,418	1,494,693	1,487,117	1,499,238	1,556,031	56,793
特別交付税	96,734	116,035	110,865	93,480	82,047	△ 11,433
臨時財政対策債	44,510	58,945	15,251	6,965	3,336	△ 3,629

基金積立金	582,307	750,677	748,204	839,380	913,709	91,176
-------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

（一般会計） ※備荒資金を除きます。

起債残高	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(A)	令和6年度(B)	増減(B-A)
一般会計	2,636,667	2,626,053	2,452,320	2,390,857	2,269,091	△ 121,766
国保会計	904	784	663	543	422	△ 121
国保診療所会計	84,235	77,128	70,986	64,479	54,275	△ 10,204

（参考）見込み（単位：千円）

令和7年度	1,581,439
	1,476,439
	105,000
	0

■地方交付税歳出予算に対し歳入で地方税等だけではまかないきれない金額（財源不足額）を交付税で埋め、地方の財源を保障している。

--	--

	2,295,715
	2,245,059
	302
	50,354

（参考）簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、R6より企業会計の適用しました。

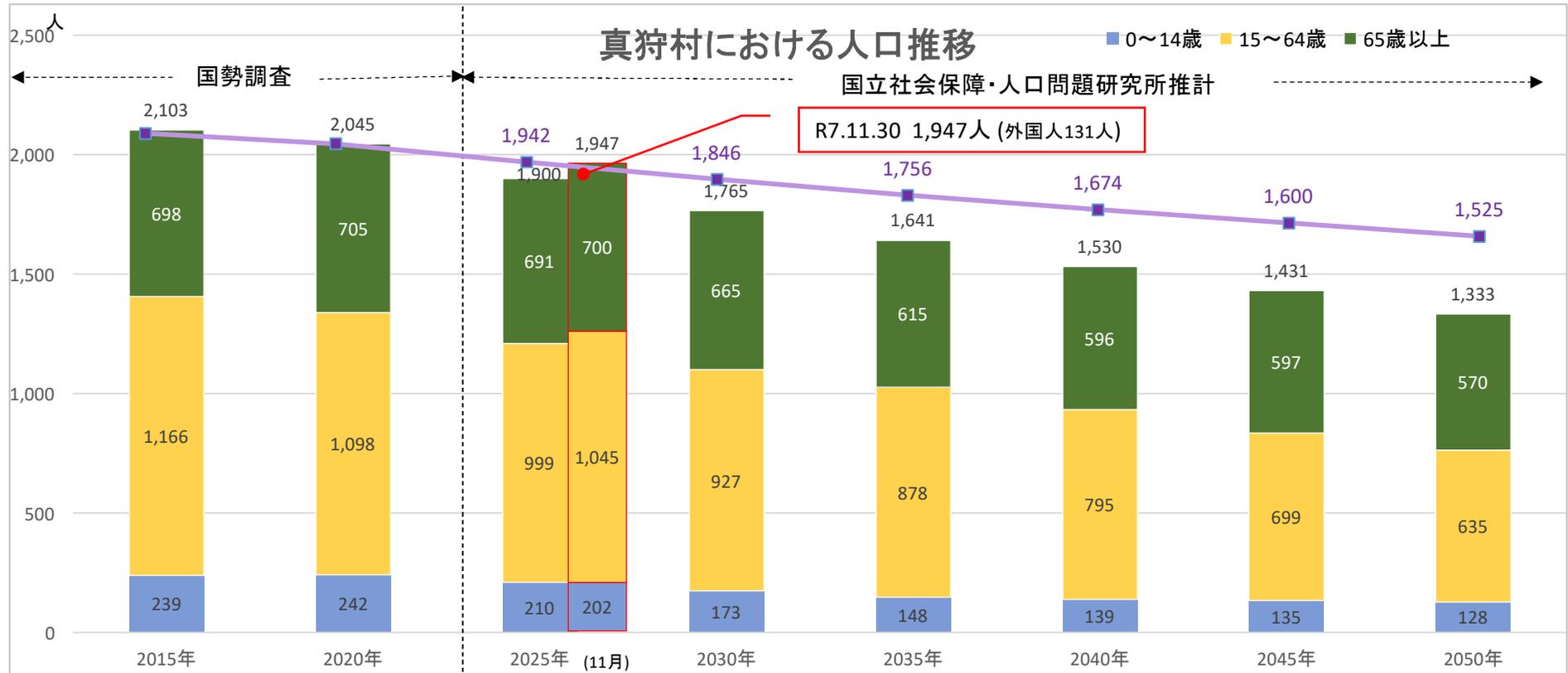
（単位：千円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(A)	令和6年度(B)	増減(B-A)
一般会計からの繰出金（補助金）						
簡易水道会計	78,106	78,277	97,583	108,117	90,703	△ 17,414
下水道会計	77,299	89,365	88,821	89,344	100,884	11,540
起債残高						
簡易水道会計	771,391	738,984	707,501	626,954	536,089	△ 90,865
下水道会計	409,569	355,912	324,676	273,084	217,866	△ 55,218

（単位：千円）

令和7年度	90,301
	83,440
	447,592
	181,589

## 2.人口ビジョンについて



### 3.社地区分譲地について

## 社の森ふれあいタウン 販売中



#### 移住定住促進分譲地「社の森ふれあいタウン」

真狩村の移住定住促進施策の一環として、社地区村有地譲渡事業により造成された社の森ふれあいタウンが販売中です。社の森ふれあいタウンはご購入にあたり要件がございます。

詳細は以下の購入要件をご確認ください。

#### 「社の森ふれあいタウン」購入要件

##### 【共通事項】

- ・土地取得後、5年以内に住宅を新築すること
- ・住宅建築後、生活の主な拠点として居住し、居住する者は住民票を異動すること
- ・原則として住宅建築後5年間は取得した土地及び住宅を第三者へ売却・譲渡しないこと

##### 【建築条件】対象:全区画

- ・土地売買契約締結後、3か月以内に瀬尾建設株式会社と住宅の建築請負契約を締結すること

##### 【土地のみ購入】対象:一部区画

- ・建築条件を満たす場合の坪単価に5,000円/坪を加えた額を購入価格とする
- ・住宅の建築請負契約の締結先を制限しない

分譲地の購入に関するお問い合わせ

瀬尾建設工業株式会社（倶知安町）

☎ 0136-22-1597

✉ info@seo-ken.co.jp

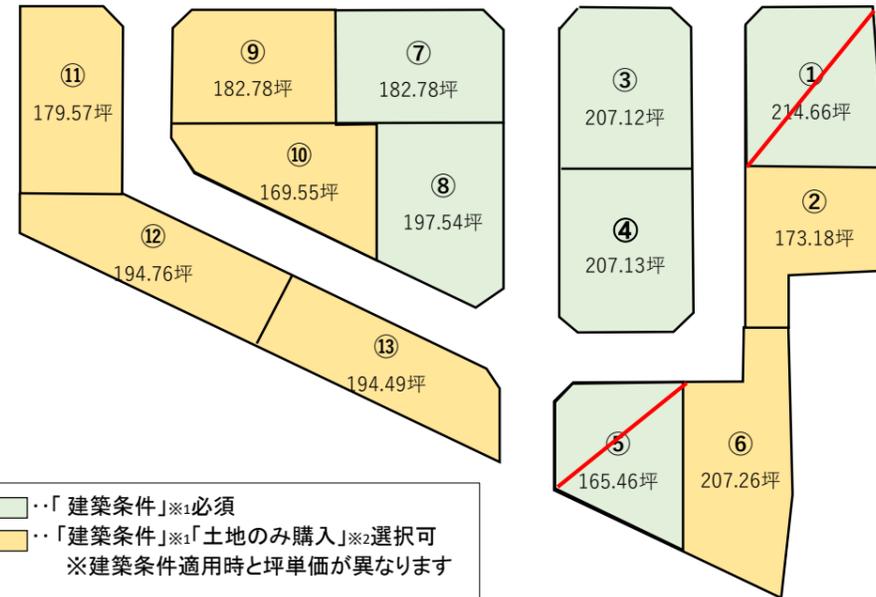
移住・その他のご相談

真狩村役場企画情報課企画情報係

☎ 0136-45-3613

✉ kikaku@vill.makkari.lg.jp

社の森ふれあいタウン 価格一覧表



● 「建築条件」※1必須  
● 「建築条件」※1「土地のみ購入」※2選択可  
 ※建築条件適用時と坪単価が異なります

	面積		価格			
	㎡	坪	建築条件適用		土地のみ購入	
			坪単価 (円)	売買価格 (円)	坪単価 (円)	売買価格 (円)
①	709.63	214.66	建築計画あり			
②	572.51	173.18	35,000	6,061,300	40,000	6,927,200
③	684.71	207.12	37,000	7,663,440		
④	684.73	207.13	38,000	7,870,940		
⑤	547.00	165.46	モデルハウス建設地			
⑥	685.16	207.26	34,000	7,046,840	39,000	8,083,140
⑦	604.26	182.78	37,000	6,762,860		
⑧	653.04	197.54	38,000	7,506,520		
⑨	604.26	182.78	37,000	6,762,860	42,000	7,676,760
⑩	560.50	169.55	35,000	5,934,250	40,000	6,782,000
⑪	593.63	179.57	37,000	6,644,090	42,000	7,541,940
⑫	643.85	194.76	35,000	6,816,600	40,000	7,790,400
⑬	642.97	194.49	37,000	7,196,130	42,000	8,168,580

・瀬尾建設株式会社と住宅の建築請負契約を締結すること ※2…住宅の建築請負契約の締結先を制限しない、坪単価+5000円/坪

## 4.ごみ収集日の一部変更について

令和8年4月から、土曜日収集を中止することから、ごみの収集曜日が一部変更になります。

廃棄物収集事業者では、担い手不足が続いていることから、働き方改革を行うとともに、収集業務の効率化を図っていくものです。

<p><b>月</b> Monday</p>	<p>生ごみ</p> <p>村指定生ごみ袋</p>	<p>※プラマークなければ 不燃ごみへ</p> <p>生ごみ回収バケツ</p> <p>市販の半透明 ごみ袋に入れる</p> <p>プラ製容器包装</p>	<p><b>有害ごみ (火曜日)</b></p> <p>乾電池</p> <p>電球・蛍光管</p> <p>ライター</p>
<p><b>火</b> Tuesday</p>	<p>資源ごみ</p> <p>缶・びん・PET</p> <p>エコバックに混合で入れる (地区は市販ごみ袋で出す)</p> <p>白トレイ</p> <p>発砲スチロール</p> <p>それぞれ半透明袋に 入れるか紐で縛る</p>	<p>紙製容器包装</p> <p>※紙マークなければ 可燃ごみへ</p> <p>市販の半透明 ごみ袋に入れる</p>	<p>その他資源ごみ</p> <p>新聞紙</p> <p>雑誌</p> <p>生きびん</p> <p>ミックスパーパー</p> <p>ダンボール</p> <p>紙パック</p> <p>専用袋か白地の 紙袋を使用</p>
<p><b>水</b> Wednesday</p>	<p>生ごみ</p> <p>村指定生ごみ袋</p>	<p>※第2第4木曜</p> <p>不燃ごみ</p> <p>もえない</p> <p>村指定不燃袋</p>	<p>可燃ごみ</p> <p>もえる</p> <p>村指定可燃袋</p>
<p><b>木</b> Thursday</p>	<p>生ごみ</p> <p>村指定生ごみ袋</p>	<p>※第2第4木曜</p> <p>不燃ごみ</p> <p>もえない</p> <p>村指定不燃袋</p>	<p>可燃ごみ</p> <p>もえる</p> <p>村指定可燃袋</p>
<p><b>金</b> Friday</p>	<p>生ごみ</p> <p>村指定生ごみ袋</p>	<p>※第2第4木曜</p> <p>不燃ごみ</p> <p>もえない</p> <p>村指定不燃袋</p>	<p>可燃ごみ</p> <p>もえる</p> <p>村指定可燃袋</p>
<p><b>土</b> Saturday</p>	<p><b>休 み</b></p> <p>美しいまちを子どもたちに</p> <p><b>真狩村</b></p>		

○ごみステーションには 朝8:30までに出してください○

# 役場庁舎省エネ改修事業について

## ■ 庁舎内暖房機の状況

- 【現状】・平成 21 年度ボイラー方式から熱源内蔵型真空暖房機へ改修【16 年経過】
- ・燃焼部分の劣化が著しく、交換部品の製造がすでに終了し、確保もできない状況（修理が不能）

## ■ 改修に伴う財源等の調査結果

○脱炭素化推進事業債	○地方債 ○充当率 90% ○交付税措置 50%	・施設全体が対象 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する <b>実行計画</b> により脱炭素化に係る単独事業に充当
------------	--------------------------------	--

## ■ 改修概要について

- GHP（ガスヒートポンプ）エアコンにより、暖房だけではなく冷房設備も整備
- 停電対応型 GHP を整備することで、災害等による停電時にも、空調設備が使用可
- 電気によるエアコンよりもランニングコストが安価になる。（後年度負担軽減）
- 既存設備からエアコンに変えることで省エネにつながる。（脱炭素化）

## ■ 住民の皆様へのお知らせ

- 近年の猛暑もあり、皆さんが気軽に涼むことができる「クーリングシェルター」として、ご利用ください。

※配管内の弁の切替により冷媒サイクルが逆転し、冷暖房の切替が可能です。

ヒートポンプサイクルとは、空気から熱のくみ上げ（吸熱）、くみ下げ（放熱）を繰り返す働きを示します。GHPは使用エネルギー量より多くの熱のくみ上げ、くみ下げが可能な高効率システムです。また排熱も利用することで安定した暖房能力を発揮します。

**冷房の原理**

腕にアルコールをつけると、アルコールが蒸発する時にひんやりします。これは蒸発する時に皮膚から熱を奪うからです。

**暖房の原理**

沸騰したやかんの蒸気に手を近づけると、暖かく感じます。これは高温の蒸気が低温の手に触れて、気体が液体に変わる時、手に熱を放出するためです。

## 子ども・子育て支援金制度について

- 国のこども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の強化にあたり、すべての方々が子育て世代を支える仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

この制度では、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの費用にあてるため、令和8年度から毎年度、すべての医療保険加入者から、保険料とあわせて支援金が徴収され、支援納付金として国へ納付することにより、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みになっています。

### ● 子ども・子育て支援法

国は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定めている。

（※ 支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金等）
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）
- 児童手当 等

### ● 医療保険各法等

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料など合わせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

【参考：国民健康保険の場合】

<令和7年度まで>

基礎分	所得割	均等割・平等割
後期高齢者支援金分	所得割	均等割・平等割
介護納付金分	所得割	均等割・平等割



<令和8年度から>

基礎分	所得割	均等割・平等割
後期高齢者支援金分	所得割	均等割・平等割
介護納付金分	所得割	均等割・平等割
子ども・子育て支援金分	所得割	均等割・平等割

# 子ども・子育て支援金制度が開始します

## 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

## なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

## いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

## 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に5万円  
・妊娠後期以降に妊娠している  
こどもの数×5万円  
を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

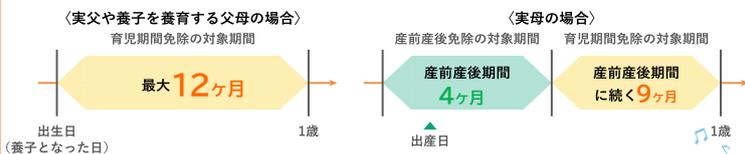
「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6カ月から  
満3歳未満のこどもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### ■ 制度の概要

「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」は、令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設された新しい通園制度として、令和8年4月より全国の自治体での実施が義務化されます。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを月一定時間までの利用可能枠で就労要件を問わず通園できるようにし、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

### （1） 事業の内容（国の基準）

対象となる子ども	生後6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
利用可能時間	子ども一人あたり月10時間
利用料負担	1時間あたり300円
利用方法	市町村で認定を受けた者が予約システムにより利用する事業所に申請し利用する

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号認定）						小学生
就労要件なし	こども誰でも通園制度			幼稚園等（1号）			

### （2） 実施体制

事業開始時期：令和8年4月1日

事業実施場所：真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」

### （3） 既存事業「一時預かり事業」との区分け

一時預かり事業	保護者の就労や病気、リフレッシュなど「保護者の都合」による一時的な保育ニーズに応えることを主な目的とする
こども誰でも通園制度	「子どもの育ち」を主眼とし、保育園等に通っていない子どもの発達支援を目的とする